

【削除と抹消について】

(抹消)

第4条 本会は、後見等受任中を除き、ぱあとなあ名簿に登録した者(以下「名簿登録者」という。)から抹消の申請があった場合は登録を抹消するものとする。

2 抹消申請者が、次条第1項第3号又は第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づき登録名簿から削除することができる。

= 「抹消」は、名簿登録者が何らかの事由により後見等活動が行なえなくなった場合、本人からの申出により行なうものです。また、本人の申出により審査を経て再び名簿登録が行なえます。

(削除)

第5条 本会は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ぱあとなあ名簿から削除するものとする。

- (1) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 名簿登録更新時に於いて第2条第2項に定める名簿登録研修を連続して2年間、受講しないとき。
- (3) 第12条第1項に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。
- (4) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。
- (5) 民法846条の解任及び民法847条の欠格事由に相当するとき。

= 「削除」は、上記のようにぱあとなあ鳥取名簿登録者としてその行なうべき義務を怠った場合等に名簿登録から削除し、その後、後見等の活動が行なえなくなります。但し、第5条(2)の理由により「削除」された場合は審査を経て再び名簿登録が行なえます。

◎ 「名簿登録料」は毎年6月末に指定の口座から引き落としになります。不能だった場合は再度、7月末に引き落としとなり、それでの引き落とし不能の場合は県士会からの請求となります。

【報酬付与の申立について】

ばあとなあ鳥取の会員は年 1 回の家庭裁判所への報告とともに、報酬付与の申立を行なってください。

「①本人の財産が少ない」

「②報酬を受け取るほど活動を行っていない」

「③兼業禁止により報酬を受け取れない」

等の理由により、報酬付与の申立を行っていない会員がおられます。

①の場合、会員個人での判断はせず、事務担当、各ブロック担当に相談してください。市町村の「成年後見制度利用支援事業」等の利用も可能かも知れません。

②の場合、被後見人等を担当しているのですから、その活動の大小に関わらず報酬を請求して頂くこととしています。

③の場合、所属法人に相談して下さい。それでもなお、報酬を受け取ることが難しい場合は事務担当、各ブロック担当に相談してください。（後見等の担当を他の会員に変更する事も可能です）

◎その他、報酬付与の申立方法がわからない、困難な場合等をご相談下さい。

【後見活動拠出金の納入について】

後見活動拠出金は鳥取県社会福祉士会の大事な財源です。みなさんが後見活動を行なえるのは鳥取県社会福祉士会に社会福祉士として登録をしているからです。必ず、報酬付与の申立を行い、後見活動拠出金を納付するようにして下さい。

* 後見活動拠出金はその報酬額の 8%を県士会に納付するものです。

①拠出金の年度上限は 50,000 円です。それ以上は納付する必要はありません。

（数年まとめて報酬付与の申立をする場合は、年数×50,000 円が上限額です）

②年度とは、その年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。

③「後見報酬拠出金」は、報酬付与の申し立てをし、報酬を受け取った場合、直ちに県士会事務局に審判書のコピーを添付の上、拠出金を納付して下さい。年度の拠出金の上限 50,000 円までの納付をお願いします。

④報酬付与の審判書を受け取り、実際に報酬を受け取った日が年度をまたいだ場合は報酬付与の審判の日付の年度内に報酬拠出金申請書を提出して下さい。

（実際の拠出金の納付は報酬を受け取った後に、行ってください。）

* 後見報酬不足補填手続きの方法

- ①報酬額が月 8,000 円未満の場合は、後見報酬不足補填手続きが可能です。月額 8,000 円に満たない部分を県士会が補填します。
- ②後見活動拠出金申請書、後見活報酬不足補填についての申請用紙は県士会ホームページに掲載しています。
- ③納入後は、後見活動拠出金申請用紙と報酬付与の決定審判書（コピー）を県士会に提出して下さい。

【報酬付与の申立及び拠出金の入金確認の流れについて】

- ①ぱあとなあ事務担当が2月の報告書を確認し、拠出金の有無を確認します。
- ②県士会が3月末現在の入金状況を確認します。
- ③4月初旬に報酬付与の申立をしていない会員、報酬を受け取ったにも関わらず、拠出金を納めていない会員にぱあとなあ鳥取が確認の連絡をします。
- ④報酬を受け取ったにもかかわらず拠出金未納の会員には督促を行いません。
- ⑤督促に応じない会員は、審査を経て登録名簿から削除になります。

【名簿登録審査の流れについて】

- ①毎年2月に提出する「名簿登録申請書（更新申請）及び成年後見（監督）活動報告書」「個別報告書」の内容を確認します。
 - ・後見等活動内容の確認、報酬付与の申立状況、「後見活動報酬拠出金」の有無、納入状況を確認します。
 - ・別途「名簿登録料」の納付状況も確認します。
- ②報酬付与の申立を行っていない場合、「名簿登録料」の未納、報酬を受け取ったにもかかわらず「後見活動報酬拠出金」の未納があった場合等はその会員に確認を取らせていただきます。
- ③「名簿登録料」の支払いをしない場合、報酬を受け取ったにもかかわらず「後見活動報酬拠出金」の未納があり、その納入督促に応じない場合は、4月上旬の「ぱあとなあ鳥取運営委員会」にて審査を行なった上で、名簿登録からの削除になります。

名簿登録規程より

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に定める。

3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 都道府県社会福祉士会会費及び第12条に定めるばあとなあ名簿登録料及び後見活動報酬拠出金の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況

(3) 名簿登録研修の受講状況

(4) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況

(5) 過去の名簿登録の削除の有無及びその事情

4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。

5 審査により名簿登録及び更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。

6 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

ぱあとなあ鳥取 【後見活動開始から名簿登録審査の流れ】

毎年1回実施

